

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 小美玉市生活文化課関係施設の 利用再開ガイドライン

小美玉市では、5月14日に緊急事態宣言、5月18日に県の外出自粛要請が解除されたことに伴い、6月1日より生活文化課関係施設の利用を再開します。

再開するに当たっては、国・県等の対策基準に基づき段階的に制限を緩和しながら、利用者及び地域住民の安心と安全に万全を期する必要があると考えております。

つきましては、利用者の皆さんにおかれましても、全ての安全が確認されるまで、以下のガイドラインに沿った対策に対し、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

【対象施設】

- ・小川文化センター（アピオス）
- ・四季文化館（みの～れ）

I. 感染症拡大防止対策の基本方針

「感染源を絶つ」「感染経路を断つ」「抵抗力を高める」の3つの感染症対策を踏まえ、館職員及び利用者は以下のような取組を行う。

① 感染源を絶つ

発熱や体調不良の症状がみられる場合、身近に感染の疑いがある方がいる場合には、施設に入館しない。

② 感染経路を断つ

- ・手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・施設利用時はマスク着用等の飛沫防止対策をする。着用が困難な活動の場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する
- ・利用者等が特に手を触れる所は、消毒液を使用した清掃に努める。
- ・集団感染防止のため3密の重複状況を避ける。

利用施設等はこまめに換気を実施する。（2方向が可能ならば実施）

手の届く距離に多くが集まらない。

密な距離での会話や大声は避ける。

③ 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

II. 施設利用の際の遵守事項

1 ホール・諸室の利用等の場合

①以下の事項に該当する利用者は利用を見合わせること

(主催者はすべての利用者に対し確認を行うこと)

- ・体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
※利用当日検温を行うこと
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②参加者間の十分な距離を確保すること

- ・収容定員の半数以下で、利用者間の距離を十分確保できる利用人数とし、上限は別表のとおりとする。
- ・打合せ・会議・運動など活動内容に関わらず、施設内にいるすべての者が、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空ける。（介護者や誘導者の必要な場合を除く）
- ・長テーブル1台につき1人程度の利用とするなど、十分な間隔を確保する。
- ・呼気が激しくなる強度が高い活動の場合は、より一層距離を空けること。
- ・マスク着用が困難な活動の場合には、十分な距離を空けるよう特に留意すること。

③利用中は定期的な換気に努めること

- ・利用中は、1時間に2回数分程度換気を行う。
- ・複数の窓がある場合には、二方向の壁窓を開放することが望ましい。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。

④マスク・消毒液は主催者が用意すること

⑤長時間の会議・集会等は控えること

⑥参加者・来場者の氏名及緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存すること

必要に応じ、保健所等へ名簿の提出を求めることがあります。

⑦テーブル・椅子等の利用設備の消毒を定期的に行うこと

施設の利用終了後にも清掃・消毒を行う。

⑧利用終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

⑨上記を基本とした事前及び当日のチェックリストにてチェックを行うこと。

2. 公演・イベント開催の場合

公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること。

①不特定多数の方が参加するイベント等は、開催中止又は延期とする。

②入退場時の工夫をすること。

- ・入退場時は、余裕を持った時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差や開場時間の前倒し等の工夫を行う。
- ・会場入り口の行列は、間隔をあけた整列を促す等、人が密集しないようにする。
- ・入待ち・出待ちや面会等は控えるように呼びかける。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。
- ・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼びかける。

③公演会場内について

- ・消毒や換気の徹底、マスク着用等の飛沫防止と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ・座席は原則として指定席にするなど、適切な感染予防措置がとれる席配置となるよう努める。
(前後左右を空けた席配置、又は距離を置く等同等の効果を有する措置)
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。
- ・来場者と接触するような演出は行わないようにする。

④物販について

- ・パンフレット等の物販を行う場合、間隔をあけた整列を促す等、人が密集しないようにする。
- ・対面で物販を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない

3. 施設内で飲食をする場合

- ・飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控える。
- ・食べ物の取り分けや飲み物の回し飲みはしない。

4. ロビー・ホワイエを利用する場合

施設内のホワイエ（ロビー）や展示コーナー等の利用する際は、3密な状況を避けるべく以下の事項に気を付けること。

- ・対面での飲食や会話を行わない。
- ・できるだけ短時間での利用とする。

III. 生活文化課関連主催イベント等開催中止等の判断基準について

市主催のイベント等開催中止または延期の判断基準については、国や県の感染症対策基準や感染状況に基づき判断する。

- ・不特定多数の者が多く参加するイベント等については、開催中止又は延期とする。
- ・濃厚接触の恐れのある活動やイベント事業は、中止又は延期とする。
- ・特別な事情を除き、マスク着用することが出来ない活動やイベント事業は、中止又は延期とする。

令和2年7月1日 改定

小美玉市文化スポーツ振興部生活文化課